タブレット端末の家庭での活用について
（西原町端末活用ガイドライン）

西原町教育委員会

１　目的

学習機会の提供や保障、豊かな学びの実現に向け、西原町教育委員会が児童生徒に貸し出すタブレット端末を家庭に持ち帰り、家庭での学習を行う際に必要なルールを以下に示します。

２　必要な物品

家庭での学習を行うためには、町教育委員会が貸し出すタブレット端末と回線（インターネット接続環境）が必要となります。

＜留意事項＞

（１）　端末（タブレット端末）

※ご自宅にあるスマートフォンやパソコン、タブレット等、画面が大きくタッチ操作が出来る機器でも可能ですが、このガイドラインでは町教育委員会が貸し出すタブレット端末に関してのガイドラインとなります。

（２）　回線（Wi-Fi（ワイファイ）、携帯通信(LTE)など、インターネットの利用が出来る接続手段）

①　家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行ってください。

※携帯通信(LTE)では利用に際しパケット量が多く発生するので注意してください。

②　一定の要件を満たし、町教育委員会が必要と判断した際には、モバイルルーター（ポケット Wi-Fi）を保護者に貸出することを可能とします。ただし回線使用料は保護者負担とします。

３　利用における注意事項

保護者は利用者である児童生徒に、以下を遵守させるようにしてください。

①　端末の回線接続に関するサポートは、学校や教育委員会では行いません。

②　学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合せてください。

③　保護者も含め、端末のそばでの飲食、喫煙、飲酒等は禁止とする。

④　ユーザーＩＤとパスワード等は、他人に教えないでください。

⑤　端末は、自宅で充電を行うこと。（USB ケーブルでの充電が可能です。購入をお願いします。）

⑥　端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意してください。

※　自然故障や物損故障は保険の対象となりますが、取り扱いには注意してください。

※　破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰いでください。

⑦　端末利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告してください。

⑧　USB メモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止します。

⑨　学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止します。

⑩　学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信は禁止します。

⑪　学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のＩＤの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは禁止します。

４　その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、町教育委員会で協議の上決定します。